

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点
[主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、日本証券業協会]

令和2年1月

(LIBOR 関連抜粋版)

LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について

- LIBOR については、令和3年末以降に公表が恒久的に停止する可能性が高まっており、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下での対応をお願いしてきた。本日は、令和3年末まで残り2年を切った中、問題意識を数点申し上げたい。
- 1点目は、LIBOR 公表停止時期の不確実性への備えである。英国 FCA ベイリー長官は、「令和3年末以降、LIBOR のパネル行に対して、レート呈示を強制する権限を行使しない。」と表明しただけで、具体的な公表停止時期が言及されているわけではない。そのタイミングについては、様々なシナリオが考えられ、金融庁を含め民間金融機関がコントロールできる話ではない。例えば、予想外に移行が速く進み、LIBOR 参照取引の市場流動性が令和3年末を待たず、急激に失われることも考えられる。銀行によっては、行内 PT を昨年半ばより立ち上げ、検討を進めているところもあるが、「危機管理」という思想の下で、本問題に対応していただくことが重要である。
- 2点目は、期日が令和3年末より前の契約については、期日到来時に、可能なかぎり代替金利指標への「移行」を進めていただきたい。また、期日が令和3年末をまたぐ契約については、仮に金利条件の変更等により「移行」ができなくても、LIBOR 公表停止時点で後継金利に切り替える「フォールバック」条項を導入しておくことが、危機管理においては最低限必要かつ有用な対応である。
- 3点目は、今後、満期・満了日が令和3年末を越える LIBOR 参照の契約や社債等商品を、顧客や投資家に十分説明することなく、かつフォールバック条項も入れずに、「新たに」締結・発行した場合は、顧客保護の観点から、コンダクト・リスクを抱えるということと同じであるということを知識いただきたい。

なお、証券会社におかれては、特に今後、社債を引き受ける際、慎重に

検討されたい。

- 最後に、代替金利指標については、昨年 11 月の市中協議取りまとめにおいて、ターム物 RFR 金利を選好する意見が多かったものの、現時点では存在していないこともあり、「移行」や「フォールバック」対応が進まない要因の一つになっていることは承知している。しかしながら、決まっていないことが多い、不確定要素が大きすぎるなどといって、例えばシステム開発や顧客説明などの対応を先送りにしては、2021 年末という時限に間に合わないおそれがあるので、今一度、時限を意識して、経営陣の主体的かつ積極的な関与の下での対応をお願いします。